

日本ダウン症協会群馬支部規約

第1条（名称・所在地）

1. 本会は、『日本ダウン症協会群馬支部』（以下本会という）と称し、主たる連絡先を支部長宅に置くものとする。

第2条（目的）

1. 本会は、以下を目的とする。
 - (1) ダウン症候群等（以下ダウン症等という）の児・者のすこやかな成長のための情報交換及び家族の交流を図る。
 - (2) ダウン症等の児・者及びその家族が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、社会を構成する一人として社会活動に参加し、障害を理由に差別を受けないようになるための福祉の向上を図る。

第3条（事業及び活動）

1. 本会は、第2条の目的のために、以下の事業及び活動を行う。
 - (1) ダウン症等についての社会的啓発事業及び活動
 - (2) ダウン症等の児・者の養育と生活に関する情報収集と提供、健やかな成長と発達を援助するための事業及び活動
 - (3) 会員相互の研修と親睦、協力を深めるための事業及び活動
 - (4) その他の諸事業及び活動

第4条（会員及び入会資格）

1. 本会員は、原則としてダウン症等の児・者の保護者とするほか、会の目的に賛同し共に活動する者とする。
2. 会員の区分は、以下のとおりとする。
 - (1) 正会員…ダウン症等の児・者の保護者及び本会の目的に賛同し共に活動する者
 - (2) 賛助会員…本会の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人
 - (3) 特別会員…本会の目的に賛同し、事業を援助する医療、教育などの専門職及び有識者の個人

第5条（会費）

1. 本会の会費は、以下のとおりとする。
 - (1) 正会員…年会費 6,000 円とする。中途入会の場合は1ヵ月 500 円として入会月を含む残存月数を掛けた金額を納入する。
 - (2) 賛助会員…年会費 1口 2,000 円とする。
 - (3) 特別会員…年会費 5,000 円（年会費）とする。中途入会の場合は1ヵ月 250 円として入会月を含む残存月数を掛けた金額を納入する。
2. 正会員が保護するダウン症等の児・者が複数人である場合、会費の額は一人の場合と同額とする。ただし、催し等で本会より会員に拠出する場合の額も一人分とする。

第6条（入会・退会）

1. 入会は、第3条に定める入会資格を有する者が「入会申込書」により希望し、第8条に定める本部役員会がこれを受理し、第5条に定める会費が納入されたことを以って成立する。
2. 退会を希望する会員は、2月末日までに支部長に申し出ることとする。なお、退会は年度末のみとし、会員は最終年度の年会費を支払うものとする。

第7条（組織）

1. 本会の組織と各構成員は、以下のとおりとする。
 - (1) 本部…正会員の中から選出され、総会で議決された役員
 - (2) 青年部…学校教育を終了又は18歳以上のダウン症者等の保護者
 - (3) 中高部…中学生及び高校生のダウン症等の児の保護者
 - (4) 幼小部…未就学及び小学生のダウン症等の児の保護者

第8条（会議及び議決）

1. 本会の会議は、総会及び本部役員会とする。
2. 総会は正会員で構成し、正会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
3. 総会は支部長が招集し、年1回の定期総会のほか必要に応じて臨時に開催することができ、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 年度の事業計画
 - (2) 決算の承認および予算の決定
 - (3) 役員を選任
 - (4) 規約の改廃
 - (5) 年会費の決定
 - (6) その他、本会の運営に関する重要事項
4. 総会を招集するときには、書面または電磁的方法により通知を行う。
5. 総会に出席できない正会員は、書面もしくは電磁的方法をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
6. 本部役員会は支部長、副支部長、会計、書記、監事並びに群馬支部相談員で構成し、構成員の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
7. 本部役員会は支部長が招集し、次の事項を議決し執行する。なお、議長は支部長が務める。
 - (1) 総会に付託すべき事項
 - (2) 総会の議決の執行に関する事項
 - (3) 本会の日常の運営に関する事項

第9条（役員及び係）

1. 第5条に定める正会員の中から次の役員を置く。主な役割は以下のとおりとする。
 - (1) 支部長1名…本会を統括し代表する。
 - (2) 副支部長2名…支部長を補佐する。
 - (3) 書記1名…総会及び本部役員会の議事を記録するほか、文書作成を行う。
 - (4) 会計1名…本会の会計事務を行う。
 - (5) 監事2名…本会の運営状況をチェックする。また、会計監査を行う。

- (6) 第7条1項2号から4号に定める各部の部長、副部長各1名…各部の運営を行う。
- (7) JDS群馬支部相談員1名…会員からの相談に応じる。
- 2. 本会の運営に必要なその他の役割として以下の係を置く。係は、担当する役割の詳細に関して、本部役員会に報告・連絡・相談を行う。
 - (1) JDSニュース発送係
 - (2) 群馬支部通信係
 - (3) ホームページ係
 - (4) 相談支援室係
 - (5) 巡回セミナー係
 - (6) 群馬県子育て支援事業助成金係
- 3. 役員は総会で選任する。任期は以下のとおりとし、再任を妨げない。
 - (1) 第9条1項1号から5号に定める役員…2年
 - (2) 第9条1項6号に定める役員…1年
 - (3) 第9条1項7号に定める役員…任期を定めない
- 4. 係は本部役員会で選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5. 役員は係を兼任しない。

第10条（会計）

- 1. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。
- 2. 本会の資金は以下とし、事業及び活動によって発生した経費はこれをもって支弁する。
 - (1) 会費収入
 - (2) 国、自治体、諸団体等からの助成金、補助金、寄付金等
 - (3) その他の収入
- 3. 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第11条（慶弔）

- 1. 祝い事はそれぞれ任意で行う事とする。
- 2. 正会員及び正会員が保護するダウン症等の児・者が亡くなった場合は、本会より香典をおくり弔意を表す。
なお、香典は3,000円とする。
- 3. 本会に功労があった者に対しては、本部役員会にて協議のうえ決定し、弔意を表す。

第12条（禁止事項）

- 1. 本会は、会員に対して次の事項に該当する行為を禁止する。
 - (1) 本人の許可なくSNS等を通じて個人情報を拡散する等、本会員のプライバシーを侵害する行為
 - (2) 本会を特定の政治・宗教・思想などの活動に利用する行為
 - (3) その他、社会通念に照らして本会員として相応しくないと認められる行為

付 則

第1条（設立）

- 1. 本会の設立年月日は、1988（昭和63）年10月1日とする。

第2条（細則）

1. 本規約に定めのない事項及び本規約の実施に必要な細則は、本部役員会で協議のうえ定める。

第3条（改廃）

1. 本規約の改正は、総会において決する。

規約改定履歴

版数	制定改定日	改定箇所・内容・理由等
1	1992/4/28	・新規制定
2	1993/4/27	
3	1994/4/26	
4	1995/5/23	
5	1996/5/26	
6	1997/4/28	
7	1999/4/25	
8	2000/4/23	
9	2001/4/22	
10	2002/5/26	
11	2002/5/31	
12	2004/4/24	
13	2005/5/8	
14	2006/5/14	
15	2007/5/13	
16	2009/5/10	
17	2013/5/12	
18	2014/5/11	
19	2016/5/14	
20	2017/5/13	
21	2018/5/27	
22	2020/5/17	
23	2022/5/15	
24	2024/5/19	・現状として明確に規定されていないまま運用されていることを規約に表記することで明確化する修正。 ・本会の目的について、現在の「障害者基本法」等の理念に沿った表現に修正。 ・総会の招集方法および委任の方法について、電磁的方法も可とする表記を追加。 ・条、項、号の表記が不統一を修正し、全体の書式を修正。
	(以下余白)	